

## スーパー中枢港湾の育成の手順

### 1. スーパー中枢港湾候補の公募の手順

#### (1) スーパー中枢港湾のあり方及びスーパー中枢港湾指定のための基準の提示

スーパー中枢港湾選定委員会（以下「委員会」という）は、交通政策審議会港湾分科会が取りまとめた「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」（平成14年11月29日）を踏まえ、スーパー中枢港湾が提案された背景及びその意義、具備すべき条件等の基本的な考え方を述べた「スーパー中枢港湾のあり方」を提示する。

また委員会は、「スーパー中枢港湾のあり方」に基づきスーパー中枢港湾を育成する港湾管理者の戦略と施策の実施に関し、港湾の広域連携や港湾関係者の協力等の所要の調整の状況を含む実現可能性を評価して、国がスーパー中枢港湾の指定に向けた予算等制度要求を行うことが適当である旨を判断するための基準（スーパー中枢港湾指定のための基準：以下、「指定の基準」という）を提示する。

#### (2) 港湾管理者の応募の方法

上記「スーパー中枢港湾のあり方」及び「指定の基準」に基づいて、原則としてわが国の国際海上コンテナ輸送の拠点となる中枢国際港湾の中から、スーパー中枢港湾としての指定を検討する港湾（以下「スーパー中枢港湾候補」という）を募集する。スーパー中枢港湾候補に応募する港湾管理者は、単独又はグループ（以下「港湾管理者等」という）で、スーパー中枢港湾の育成に向けた目論見書（以下、「目論見書」という）を作成し、委員会に提出する。

#### (3) スーパー中枢港湾候補の評価

委員会は、目論見書を提出した港湾管理者等から目論見書の内容に関するヒアリングを行う。委員会は、港湾管理者の目論見の内容及びスーパー中枢港湾の育成に向けた意欲に基づき、スーパー中枢港湾指定を目指す当該港湾等のスーパー中枢港湾としての育成の可能性、課題等を検討し、港湾局長及び海事局長が提示する港湾管理者等がスーパー中枢港湾育成プログラムを作成するにあたっての指針（以下「作成指針」という）に反映する。

## 2．スーパー中枢港湾の指定等

### (1) スーパー中枢港湾育成プログラムの作成

スーパー中枢港湾候補として作成指針を提示された港湾管理者等は、目論見書に記載したスーパー中枢港湾育成のための戦略、施策の詳細な内容及びその実施プラン、並びに作成指針において指摘のあった課題の克服等から成るスーパー中枢港湾育成プログラム（以下、「育成プログラム」と言う）を作成する。育成プログラムの作成に際して国土交通省は、港湾管理者に対してガイドラインの提供等所要の支援を行う。

### (2) スーパー中枢港湾の指定

育成プログラムの到達度及び実行可能性を指定の基準に照らして、委員会がスーパー中枢港湾への指定を適当と判断した港湾等について、国土交通省は、その育成のために国が行う支援措置に財政、税制、金融上の新規制度、新規事業が含まれる場合は関係省庁との調整を行った上、スーパー中枢港湾に指定する。スーパー中枢港湾の指定を受けた港湾管理者は、育成プログラムに基づき次世代高規格コンテナターミナルの育成等の港湾構造改革を実施し、国は関係省庁との調整が整った新規制度、新規事業を含む所要の支援措置を行う。

### (3) スーパー中枢港湾の指定及び育成プログラムの見直し

スーパー中枢港湾においては、当面の育成対象として育成プログラムに明記された次世代高規格ターミナル形成の進捗の状況に鑑み必要とされた場合、または指定の後5年が経過した時点で事後評価を行いその結果必要とされた場合、プログラムの変更・改定を行う他、さらに必要があればスーパー中枢港湾としての指定の見直しを行う。

# スーパー中枢港湾育成の手順 (案)

